臨時代理の報告について(藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について)

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定 により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2016年(平成28年)4月20日提出

藤沢市教育委員会 教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任 等に関する規則第3条第1項の規定により、藤沢市教育委員会職員の職の設置等に 関する規則の一部改正について、次のとおり臨時に代理する。

2016年(平成28年)3月31日

藤沢市教育委員会 教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋 (教育長の臨時代理)

- 第3条 教育長は、前条各号(次条各号に規定する事項を除く。) に掲げる事項の 処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の 指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理 由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報 告しなければならない。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則を次のように改正する。

2016年(平成28年)3月31日提出

藤沢市教育委員会 教育長 吉 田 早 苗

- 1 改正する規則 別紙のとおり
- 2 施行期日平成28年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、藤澤浮世絵館の設置に伴い、教育機関における職の設置に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成28年3月31日

藤沢市教育委員会 委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第9号

藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則(昭和63年藤沢市教育委員会 規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市民ギャラリー」を「藤澤浮世絵館,市民ギャラリー」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

改正後(案)

(教育機関における職)

- 第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教 育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員 会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(藤澤浮世絵 館、市民ギャラリー及びアートスペース並びに南市民図書館、辻堂市 民図書館及び湘南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。
- 長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研 究主事、上級班長、主任及び班長を置くことができる。
- 3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の 中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員 を指揮監督する。

現行

(教育機関における職)

- 第5条 教育機関(藤沢市教育委員会事務局組織等規則第5条及び藤沢市教 育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教育委員 会訓令甲第1号)第8条に規定する機関をいう。)にその名称(市民ギャラ リー及びアートスペース並びに南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘 南大庭市民図書館を除く。)を冠した長を置く。
- 2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所 2 必要により、教育機関に主幹、主幹補佐、館長補佐、センター長、所 長、指導主事、センター長補佐、上級主査、主査、上級研究主事、研 究主事,上級班長,主任及び班長を置くことができる。
 - 3 別表第2の表の左欄に掲げる職にある指揮監督者は、それぞれ同表の 中欄の職(当該職を総称して右欄に定める職の総称とする。)にある職員 を指揮監督する。